

## 令和7年第10回稲城市教育委員会定例会

1 令和7年10月14日、午前9時30分から、稲城消防署講堂において、令和7年第10回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

上林 秀之

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 野村 洋介

教育総務課長 栢場 恵子

学務課長 涌田 恵一郎

指導課長 長澤 慎哉

生涯学習課長 小林 伸也

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 議席の決定

(4) 日程第4 教育行政報告

(5) 日程第5 第31号議案

「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

(6) 日程第6 報告事項

教育長 これより令和7年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたしますが、各委員におかれましては、議席が決定するまでの間、仮議席としてお座りいただいております。

ただ今から、令和7年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、これまで前任者の残任期間においてお務めいただいております田中委員が、9月30日付けで任期満了となりましたが、10月1日付けにて教育委員会委員に再任されました。

議事に先立ち、田中委員よりご挨拶をいただきたいと存じます。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 おはようございます。

10月1日付けで改めて委員を拝命いたしました。

初心に立ち返り、期待される専門性を生かしつつ、職務に当たりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」こととされております。

教育長職務代理者の指名につきましては、令和6年10月1日より、白井委員を指名しております。令和7年10月1日からも、引き続き白井委員を教育長職務代理者に指名しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、白井委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「議席の決定」についてお諮りいたします。

稲城市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、議席については教育

長の指定といたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。

それでは、議席番号、1番白井委員、2番北川委員、3番田中委員、4番上林委員と決定いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議席は、議席番号、1番白井委員、2番北川委員、3番田中委員、4番上林委員となりました。

次に、日程第4「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[ 教育行政報告 ]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について  
2 寄附について  
3 定例校長会について  
4 学校開放事業について

学務課長 1 令和7年度公立小・中学校学級編制調査について  
2 学校給食費未納者への対応について  
3 令和7年度児童・生徒数・学級数（8月1日現在、9月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について  
2 推進事業について  
3 研修事業について  
4 学校訪問事業について  
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について  
2 社会教育活動の振興について  
3 芸術文化活動の振興について  
4 二十歳の式典関係について  
5 文化財の保護と普及について

- 6 生涯学習推進事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館8月分・9月分、iプラザ8月分）

- 学校給食課長
- 1 令和7年度2学期学校給食開始について
  - 2 試食会について
  - 3 第二調理場厨房機器更新後初稼働について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
  - 3 分館主催行事について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 学校との連携について
  - 7 図書館の利用状況（令和7年8月・9月）について

教育長 教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第5 第31号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、公共施設予約システムの更改に伴い、施設使用申請書等の様式が変更になることから、稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、図書館課長より説明いたします。

図書館課長。

図書館課長 それでは、第31号議案をご覧ください。

第31号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、7ページ目の議案概要説明書をご覧ください。

まず、概要でございます。

本案は、公共施設予約システムの更改に伴い、施設使用申請書等の様式が変更になることから、稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。

ここからは、委員の皆様には8ページから11ページまでの新旧対照表をご覧いただきながら、概要を説明させていただきたいと思います。

それでは、8ページの新旧対照表をご覧ください。

左側、新の部分の第8条及び第9条が今回の条例施行規則改正案となり、右側の旧の部分が対照となる改正前の条例施行規則となっております。

まず、第8条、使用料の納入です。下線の部分が改正部分でございます。第1項中、「前条」を「第6条」に改めます。また、第1項中、「当該承認の日の翌日から起算して10日が経過する日」を、「当該承認の日の翌日から起算して7日が経過する日」に改めます。

次に、第9条、承認の取消しです。第1項中、「第7条」を「前条」に改めます。

以上の2つの条文につきましては、今回の改正に伴い、引用条文等を確認した際、齟齬が生じている部分については修正を行い、納入期限の日数については、キャッシュレス決済導入に伴い、実態に合わせ改正するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

様式第1号、城山体験学習館施設使用申請書です。表の右の欄に記載のものが現行のシステム上の様式でございます。左の欄に記載のものが、変更後のシステム上の様式でございます。

同様に次の10ページが様式第4号、城山体験学習館施設使用承認書。11ページが、様式第5号、城山体験学習館施設使用取消申請書。最後の12ページが、様式第6号、城山体験学習館施設使用料還付請求書でございます。この9ページ目から12ページ目までの様式第1号及び様式第4号から様式第6号につきましては、公共施設予約システムのシステム更改に伴い、システム上の様式に変更が生じたため、これに合わせた様式変更を行うものでございます。

それでは、7ページの議案概要説明書にお戻りください。

最後に、施行期日等でございます。

この条例施行規則は令和7年10月15日から施行します。その他経過措置について規定いたします。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑及びご意見をお願いいたします。

(なしの声あり)

教育長 それでは、特に質疑、ご意見がないようですので、以上で質疑、ご意見を終結いたします。

これより、第31号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例、施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。  
よって第31号議案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に日程第6、報告事項です。  
本日の報告事項は、2件です。  
はじめに、報告事項1「稲城市立中学校部活動に関する方針について」について、指導課長より詳細説明をお願いいたします。  
指導課長。

指導課長 それでは、稲城市立中学校部活動に関する方針について、ご報告をいたします。

では、1ページをお開きください。

なお、今回は方針について、全てを説明するのではなく、内容に応じて重点的に説明をさせていただきます。

1ページ、1の学校部活動の位置づけにつきましては、こちらお読みいただければと思います。

2 国及び東京都の動き、こちらに関しましてもお時間のあるときにお読みいただければと思います。

2ページをご覧ください。

3 稲城市のこれまでの取組についてです。ここから重点的にご説明をさせていただきます。

稲城市では平成2年4月から、地域人材を外部指導者、以下「外部指導者A」といいます、こちらの方々に中学校部活動に参画していただきました。

外部指導者Aについては、令和5年度から報償費を「1回2,300円」から「1時間1,300円」へ増額し処遇の改善をしており、市ウェブサイトで外部指導者を募集することで、人材の拡大を進めています。

加えて、令和4年10月から企業版ふるさと納税を活用し、技能・技術を有する外部指導者、以下「外部指導者B」といいます、を業務委託にて配置しています。

これらの取り組みと並行して、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることを目的に、令和4年度から庁内検討会を開催し、生徒や教職員へのアンケート調査、学校部活動実態調査を実施し、学校部活動の現状や課題を明らかにするとともに

に、学校部活動についての今後の進め方について協議・検討してきました。

なお、部活動指導員の配置については、学校部活動の状況に合わせて配置ができるように受け入れ体制を整えてきました。こちら、学校部活動に携わる指導者等一覧として、表にお示しをしております。

(1)稲城市のこれまでの動きでございます。平成2年4月に外部指導者Aを稲城市立中学校に配置をし、令和4年10月から外部指導者Bを稲城市立中学校に配置をしてまいりました。令和5年1月から第1回部活動庁内検討会を開催し、続きまして3ページをご覧ください。令和7年8月までで、合計10回の部活動庁内検討会を開催してまいりました。

続いて(2)、こちら令和4年度以降における外部指導者の人数でございます。令和4年度以降から、外部指導者Aは増加傾向であり、外部指導者Bに関しましても、安定して配置をできている状況でございます。

(3)アンケート調査による主な意見等でございます。

まず、①生徒及び教職員へのアンケート調査、こちら令和4年11月実施、選択式で実施をしたものでございます。目的は、中学生の部活動への関心度及び部活動を行う中で得ている満足度及び教職員の部活動のあり方についての実態を把握するものでございます。対象、回答、回答率は記載のとおりでございます。

主な生徒意見です。

「学校部活動の問題点」について問う複数回答の質問に対して、「特に問題ない」との回答が54%、「肉体的・精神的な疲労がたまる」が13%、「気持ちのならない」が10%、「専門的な実技指導が受けられない」が6%でした。

続いて4ページをご覧ください。

「学校部活動を学校の先生以外の指導者が指導する方式について」の意見を問う質問に対して、約50%の生徒は「生徒にとっても先生にとってもよい」と回答しており、一方、約30%がわからないとの回答でした。

「他の学校と一緒に学校部活動のチームを組織する方法（合同部活動）について」の意見を問う質問に対して、「こだわらない」が48%、「仕方のないこと」が26%でした。

主な教職意見です。

「学校部活動の問題点」について問う複数回答の質問に対して、「教職員の負担が増大している」が76%、「休日の部活動による時間的拘束が大きな負担になっている」が73%、「希望以外の部活動を指導している」が67%、「専門的技術指導ができる教職員が不足している」が65%と、4つが多く挙げられました。

「学校部活動の今後のあり方」について問う質問に対して、「地域移行」が56%、次に「外部指導者の積極的活用」が47%でした。

②学校部活動実態調査、こちら令和5年6月に記述式で行ったものでございます。目的は地域の実態に応じた部活動の地域連携・地域移行に向け

て、部活動の実態を把握するものです。対象、回答、回答率は記載のとおりです。

主な教職員意見です。

部員数について問う質問に対して、人数が確保できず練習やチームを組めない等の回答が多数ありました。

顧問、指導者について問う質問に対して、大会参加では審判資格や専門的な技術指導ができる顧問、指導者の確保が難しいとの回答が多数ありました。

施設面について問う質問に対しては、「活動場所が手狭になっている」等の課題について回答が多数ありました。

その他に、休日部活動の教員の負担について、「負担を感じている」と24部が回答しました。

③学校部活動実態調査、令和6年6月、選択式で実施をしたものです。目的は地域の実態に応じた部活動の地域連携・地域移行に向けて適正な運営や、効率的・効果的な部活動のあり方について検討するにあたり、より詳細な実態を把握するものです。対象、回答、回答率は記載のとおりです。

教職員意見です。

学校部活動から切離し、地域クラブ等に委託する「完全移行」を希望する教職員が21%でした。

5ページご覧ください。

学校部活動原則として、外部指導者及び部活動指導員を配置しながら、教員の負担を軽減するという「一部連携また一部移行」を希望する教職員が71%でした。

学校部活動は教職員のみで実施する「教員が対応」を希望する教職員が7%でした。

4 アンケート・調査からの考察です。

生徒対象アンケートからは、「特に問題はない」が最も多く、その他の回答状況から、部活動を否定するものは見られず、活動内容・方法等についての改善を要望する声が多いことが分かりました。

教職員対象のアンケートからは、「事務管理も外部委託したい」等の負担感をもっている状況が確認できましたが、事務管理には、いわゆる事務処理と生徒指導も含まれており、「いじめ」等の生徒指導は、技術指導を外部指導者に任せたとしても、学校での人間関係に起因していれば教員が対応すべきものであると考えます。

また、休日における指導や大会等の引率を希望しない顧問等の負担感を軽減するために、実技指導における外部組織の参画についても検討しましたが、外部組織においても人材が不足しており、学校部活動への安定供給が見込めないことから、稲城市は、学校における部活動体制を継続しつつ、指導者や指導体制、指導方法については複数のパターンを設定することで、教職員の働き方改革を図りながら学校部活動の充実を目指します。

5 稲城市における今後の学校部活動の地域連携・地域展開についてです。

(1)学校部活動の継承についてです。

①学校部活動は、教職員の働き方改革を図りつつ、現在の体制を維持します。

②学校部活動は、生徒が所属する学校の顧問教員または Club Support Teacher、こちらは管理顧問教員のこと、以下「C S T」と表記をいたします、が関わります。

③学校部活動の技術指導者の配置については、教職員、こちらは教職員から希望がある場合ですが、地域団体、企業、大学等と連携し人材確保に取り組みます。

④学校部活動は、「単独部活動」、「合同部活動」、「拠点校方式部活動」、「地域クラブ展開」の4つの体制により取り組みます。

⑤教育委員会及び市長部局の関係機関は、教職員の働き方改革を図りつつ、学校部活動が継続できるよう、学校への支援、連携体制を取ります。

続いてここからは、単独部活動、合同部活動、拠点校方式部活動、地域クラブ展開について記載をしております。

また次の表ですが、こちらは、学校部活動に携わる教員及び技術指導者の体制等について表記をしているものでございます。

7ページをご覧ください。

参考といたしまして、合同部活動の種類について、東京都中学体育大会実施要項を抜粋したものを表として記載をしております。

6ページにお戻りください。

地域クラブ展開のところ、下に米印が2つ、記載がございます。こちらを読み上げます。

学校部活動に携わる教職員等の役割については、下表のとおりとし、実技指導については、原則として正規の勤務時間内に限るものとします。

合同部活動及び拠点校方式部活動の実施に伴う生徒の学校間の移動については、公共交通機関、保護者送迎、自転車等の手段を用いることを想定し、これにかかる費用は保護者が負担するものとします。

では続いて7ページ、(2)持続可能な学校部活動の体制を構築をご覧ください。

まず①指導者の確保です。

指導者等の配置は、顧問の業務負担の軽減及び専門的な技術指導を依頼するために、外部指導者の配置を行います。さらに、顧問と同等の役割を担う部活動指導員の任用を推進します。

教職員から指導希望がない学校部活動においては、部活動指導員または外部指導者が技術指導や学校外における活動の引率、部活動の管理運営全般を行う顧問を担い、教職員においてはC S Tとして生徒指導等の教育的視点から指導を行う管理顧問を担います。

部活動指導員及び外部指導者の募集にあたっては、市ウェブサイト等で募集をするとともに、市のスポーツ協会や芸術文化団体連合会、企業、大学等に対して配置協力を依頼します。

指導者の確保や研修にあたっては、学校、教育委員会や市長部局の関係機関、地域団体や企業、大学等と連携し取り組み、全体的な管理運営を行う仕組み、人材バンクを検討していきます。

②指導者の質の向上です。

部活動指導員及び外部指導者に対して、学校部活動の教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰やハラスメントはいかなる場合も許されないこと、服務を遵守すること等に関し、任用前及び任用後、定期的に研修を行います。

部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒が技能の向上や大会等における好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行うこととします。

8ページご覧ください。

③地域団体、企業、大学等との連携した取り組みについてです。

地域のスポーツ団体及び文化芸術団体、企業、大学等が取り組んでいる小・中学生向けのスポーツ及び文化芸術活動について、学校部活動との連携や発展的な展開ができるか、関係機関と協議する機会をつくります。

地域のスポーツ団体及び文化芸術団体、企業、大学等が取り組んでいる活動が、地域主体の新たな地域クラブ活動として効果が期待される場合には生徒への紹介を行います。

経験豊富な多様な人材が新たなチームやクラブを立ち上げやすくなる仕組みづくりを行います。

④コーディネーターの配置です。

学校、市長部局の関係機関、地域団体や企業、大学等と連携し、人材管理や関係機関を調整するコーディネーター等を配置します。

⑤費用負担及び財源確保についてです。

指導者の拡充をするためには、指導者への適正な対価を支払う必要があります。地域団体や企業、大学等と連携し、活動するためには、活動場所や用具の確保などの費用が生じます。これらの負担については、基本的には保護者負担であるところですが、選択肢に応じて受益者負担の在り方について研究する他、企業版ふるさと納税や寄付等を活用する等、持続可能な財源確保の手段についても検討していきます。

下にお示ししているイメージ図は、持続可能な学校部活動の体制を構築するもののイメージ図でございます。

稲城市立中学校部活動に関する方針のご報告は以上でございます。

教 育 長      暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

教 育 長 再開いたします。

担当課からの詳細説明は終わりましたけれど、3点追加で説明をお願いしたいと思います。

まず、5の(1)学校部活動の継承について、4つのパターンを示しています。これについて省略しないで、一つ一つ説明をお願いします。

それから次に、6ページ目。地域クラブ展開の後の米印との間に行がなく、そのまま地域クラブ展開に米印が続いているように見えますが、この米印2つは全体の方式に対しての説明ということで作成をしたと思いますので、そこのところは委員の皆様に分かるように追加説明をしてください。

3点目です。この方針は、今後どのように扱っていくのか、今後のスケジュールについて説明をしてください。

以上3点、お願いします。

指導課長。

指導課長 それではまず1点目についてですけれども、5ページをご覧ください。

稲城市における今後の学校部活動の地域連携・地域展開についての(1)学校部活動の継承についてでございます。こちらの④で学校部活動は、「単独部活動」、「合同部活動」、「拠点校方式部活動」、「地域クラブ展開」の4つの体制により取り組みますと記載をしているものでございまして、割愛して説明をいたしました。改めてそれぞれの体制についてご説明をいたします。

まず、単独部活動についてです。単独部活動とは、各校において単独で活動する部活動です。部活動指導を希望する教職員の意向や、学校の活動体制を踏まえ、設置をまいります。

続いて、合同部活動です。こちらは、複数の学校が一緒にチームを編成して行う部活動です。複数校が部員数の減少によりチーム編成が困難な場合や安定的に顧問を確保できない場合に、複数校が合同で練習や大会に参加する方法を検討する他、双方の校長が合同部活動を実施することによる影響を十分に協議し、顧問などの意向を踏まえて導入します。また、合同部活動の導入による教職員の負担を軽減するため、外部指導者及び部活動指導員の活用を前提とします。合同部活動の設置は毎年度状況を確認し、継続の判断を行います。

次に、拠点校方式部活動についてです。こちらは、特定の学校を活動拠点にし、他校の生徒も通って行う部活動です。在籍校に希望する学校部活動がない場合は、希望する学校部活動がある学校の部活動に参加する「拠点校方式部活動」の導入を検討し、学校部活動の課題は単独校での課題と

して捉えるのではなく、種目ごとに学校間の横のつながりを持って課題を解決します。拠点校外から学校部活動に参加する生徒の移動手段や、活動時間には、実証を踏まえた上で展開をします。

次に、地域クラブ展開についてです。こちらは、各校において部活動として実施できない種目等について、稲城市スポーツ協会等に加盟している地域クラブ等を部活動として認定する活動です。学校と教育委員会とが協議した上で、部活動としての設置の適否について検討いたします。

以上が4つの体制により取り組みを行うものの説明でございます。

続きまして2点目ですが、地域クラブ展開の下にお示ししている米印二つでございます。地域クラブ展開にかかるような表記をしてしまいました。この米印二つに関しましては、(1)の学校部活動の継承といたしまして、全体にかかるものとしてお示しをしたものでございます。

また、3点目でございます。今後、こちらの方針についてどのように取り扱っていくのかということですが、まずこちらの方針ですが、この後、福祉文教委員会において報告をさせていただきます。また合わせて、校長会等でもお示しをして、その後市ウェブサイトに掲載する予定となっております。10月中にはウェブサイトの掲載を予定しておりますが、その後はこちらも方針に従って具体的な運用について検討していくというようなスケジュールを予定しております。

説明に関しましては以上でございます。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 全体として、様々な状況に応じた持続的な学校部活動に向けた方針をしっかりと検討されて整備されていると思います。ありがとうございます。

10回の庁内検討会が行われてきたということですが、第10回では、「稲城市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する方針(案)」についての協議と書いてあります。今回の報告事項とちょっと題が違うんですが、これは違うものと考えてよろしいのでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 今、北川委員からご質問いただきました庁内検討会の内容に関しましては、確かに庁内検討会の中では地域連携、地域展開に関して協議をしてみました。今回こちらの方針に関しては地域連携、地域展開に関する方針といった形ではなく、稲城市立中学校部活動の全体の方針として策定をいたしましたため、今回、庁内検討会の内容とは違った形の方針の名称とはなっておりますけれども、もちろんこちらの中にも5番の稲城市にお

ける今後の学校活動の地域連携・地域展開についてというふうの方針案の中にもお示しをしているものでございます。

教育長 北川委員。

北川委員 表題が変わったということで理解をしていいということですね。

そうすると、この検討会は、今回の方針、つまり稲城市教育委員会、我々5人が発する方針を検討してきたということで理解をしておりますが、ただ、私たちも部活動指導員等に関していろいろ意見を申し上げてきたんですけども、計10回の検討会に関して、今まで何もどんな話し合いが行われているか聞いてないんですよ。なぜ今まで、そういう情報交換がなかったんでしょうか。

教育長 どなたか答えられますか。  
暫時休憩します。

( 暫時休憩 )

教育長 再開いたします。  
教育部長。

教育部長 第10回まで行った検討会について、教育委員会で報告がなかったことについてでございますが、こういった方針をはじめ、様々な計画、その他の方針につきましても、ある程度全庁的な意見がまとまった段階で、教育委員会に意見を諮るという流れを取っておりました。これまで10回開催しておりましたが、この10回の意見がある程度固まったこの段階での報告としたものでございます。

以上です。

教育長 北川委員。

北川委員 この間、この方針に関する意見に関することがいろいろ中でも出ていて、事前に知らせていただければ、我々も理解したことは随分あったと思うんですよ。ですから、やっぱりそういうところの意見交換というのは、今後緻密にやっていただけると大変ありがたいと思います。

次の質問ですけれども、2ページに、なお、部活動指導員の配置については学校部活動の状況に合わせて配置ができるように受入体制を整えてきましたとありますけれども、どのような具体的に体制を整えてきたということになるんでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 部活動指導員の配置体制についてですけれども、実際に現在の外部指導者の方々に対して、部活動指導員として任用できないかということで個別に対応を図ってきたところがございます。

ただ、外部指導者の方々に対して、実際にこれまで部活動指導員をやっていただけという状況には至らなかったため、実際に配置ができる受入体制は整えてきたというものでございます。

教育長 北川委員。

北川委員 実際にできるように受入体制を整えてきたというのは、どういうことでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 実際には部活動指導員として役割を担っていただけるといった場合には、部活動指導員として任用できるように体制を整えてきたという意味でございます。

教育長 北川委員。

北川委員 分かりました。

そのページの下表ですけれども、外部指導者は校長の承認があれば、単独で大会引率ができるということが記述されておりますが、中学校長の皆さんに聞いてみますと、外部指導者には、交通費も出ないし、生徒や外部指導者自身にも何か起きたときの責任や保証等が曖昧で、今の位置づけではなかなかお願いできないんだと聞いています。そのために、実際は土日の指導も実技指導ができない教員が、顧問として指導し、試合等でも引率しており、それは部活動における教職員の働き方改革の大きなネックになっているのが現実だと思います。

今回の方針ですけれども、7ページの持続可能な学校部活動の体制の構築の2番目の◆に、部活動指導員だけでなく、外部指導者が学校外の引率、部活動の管理運営全般を行う顧問を担うというふうに読めるように書いてありますけれども、今後は外部指導者も顧問と位置づけて、単独引率や部活動の管理運営等の責任や権限を明確にして、付与する制度を整えるということで解釈してよろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 本方針においては、今後そういった実際の学校部活動における顧問的な役割といたしまして、実技指導ができる者を教員としての顧問教員又は管理する教員として Club Support Teacher、C S Tとして明確に位置づけをいたしましたので、基本的には管理面に関しては教員で行うということを考えています。

ただし、部活動指導員の場合は、その役割を担えるものと考えておりますけれども、外部指導者に関しましては、以前と同様に実技指導等を中心に指導していただくということを考えております。

教育長 北川委員。

北川委員 「部活動指導員または外部指導者が」ということで、2つが並行して主語になっておりますので、両方とも活動の引率、管理運営全般を行う顧問を担うというふうに読めますので、ちょっとここの部分は修正していただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

教育長 暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

教育長 再開します。  
指導課長。

指導課長 今、北川委員からご意見いただいたことを元に、もう一度こちらの内容を検討したいと思います。

北川委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。  
田中委員。

田中委員 庁内検討会の中での第6回、7回、9回というところで、企業・団体・大学を対象にした調査あるいは調査結果の共有、協力依頼を実施した結果報告というのがあるんですけども、これらが最終的にまとめられて8ページの方針という形になっているかと思うんですが、この間の経過がちょっとなかなか見えにくいところがあって、こういう方針になられたといったところが少し不足しているのかなというふうに考えるところです。

特に、これらの外部の企業・団体・大学というのは、ある種、指導員の給源の部分にもなると思いますし、地域の社会資源の活用になるかと思うんですが、8ページの③に、もう少し各種調査あるいは調査結果、こちら

を載せていただくことはできないのか、少し意見としてお伝えしたいところ です。

教 育 長      ありがとうございます。

これにつきましては、企画部で地域団体等で関連性のある組織に一件一件訪問したり、又はアンケート調査等で確認をいたしました が、これについては、5 ページの4 アンケート・調査からの考察の3 段落目に、「外部組織においても人材が不足しており、学校部活動への安定供給が見込めない」というふうに記載いたしました が、こういう結果になったというところが現実的なところ です。

そういった事情がありましたので、なかなか細かい調査結果というレベルで載せるということは控えたのですが、今いただきましたご意見を踏まえまして、どのような形でそこを少しでも市民の方々に分かっていただけるように伝えられるかということ を、調査をいたしました企画部と、もう一度調整を図ってみたいと 考えます。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

北川委員。

北川委員      最後のページですけれども、費用負担及び財源確保についてのところ です。

「指導者の拡充をするためには、指導者への適切な対価を支払う必要が あります」とあります。3 行目に、「これらの負担については」とありますが、「これら」は指導者への適切な対価にもかかるのでしょうか。部活動指導員は会計年度任用職員というふうに認識しておりますし、外部指導者A については、時給で市の予算で賄っていると思いますが、この辺のところも保護者負担になるのか、ここに係っていないのかちょっとご説明お願い できればと思います。

教 育 長      指導課長。

指導課長      基本的には、保護者負担は文章で言いますと、活動場所や用具の確保等 の費用にかかっているというふうにご理解いただければと思います。

北川委員      ありがとうございました。

教 育 長      ほかにいかがでしょうか。  
上林委員。

上林委員      少し気になるところがあるんですけど、7 ページの表、合同部活動の種 類というところで、一番下のところ です。先ほど北川委員の質問とも同じ

ようなところなんですけども、参加費が各校ともに支払いというのは、学校が払うんですか。それとも部費として子ども達というか保護者が払うのかというところは、どうなんでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 こちらの参加費に関しましては、それぞれの部毎、チーム毎に支払いということで考えております。

教育長 上林委員。

上林委員 ということは、部毎ということは、生徒たちということでよろしいですか。それとも学校からの捻出ということなんでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 基本的に生徒一人一人、学校としてまとめてという形でご理解いただければと思います。

上林委員 分かりました、ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。  
北川委員。

北川委員 最後はちょっと意見なんですけれども、ちょっと学校規模が小さくなったり、顧問が異動したりしても、継続できる学校部活動として、また教職員の働き方改革を推進するためにも、大変有効な方針であると改めまして思いますので、ご尽力に感謝したいと思います。

特に部活動指導員は専門性をもち、指導時間の上限もなく、土日の単独指導や単独引率ができるので、その導入は教職員の働き方改革にとっても大変重要と考えます。都内の公立中学校は600校ほどありますけれども、去年の東京都のパンフレットでは1,500以上の部活で導入されているということで、1校あたり2、3名が配置されているということになります。これからが正念場かと思えます。多摩地区の市部では最後の導入になりますけれども、多くの部活動指導員が導入できるように、よろしく願います。

以上です。

教育長 質問ではなくて、ご意見を述べたということによろしいですか。

北川委員 はい。

教育長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項2「令和7年度全国学力・学習状況調査結果概要について」を指導課長より詳細説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは令和7年度全国学力・学習状況調査結果概要についてご報告をいたします。

資料をお開きください。1ページでございます。

こちらには、調査の目的、調査の対象、調査事項、実施日等について記載をしております。

続いて2ページご覧ください。

2ページ以降に問題の概要、出題の趣旨から読み取ることができる本市の課題等についてまとめております。なお、詳細につきましては、8ページ以降に示してあります資料1から資料10をご覧ください。また、対応する資料及び資料の箇所については、黄色のマーカーを示しております。

それでは2ページ、5 稲城市立学校における調査結果の概要についてでございます。

(1)小学校、(2)中学校、こちらは資料1、資料2にお示しをしております。

この概要からの考察といたしましては、小学校においては、「算数の学力」及び「算数における意識」や「算数の学習活動」の数値が、全国基準と比較すると他の2教科よりも高い傾向にあります。

中学校においては、「国語の学力」「数学の学力」「理科の学力」の3教科全てにおいて全国基準及び東京都基準より高い傾向にございます。

一方で、「国語に関する意識」「数学に関する意識」「理科に関する意識」については、低い傾向にございます。

「ICTを活用した学習状況」については、多くの小中学校で数値が高いということがありましたが、数値が低い学校については3教科の学力の数値も低いことが分かりました。

読書においては、小学校ではどの学校も高い数値である一方、中学校では減少し、平均値に近い状況でございます。

小学校、中学校ともに「自己有用感」や「向社会性」が比較的低い傾向にございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

ここからは6 教科に関する調査の結果から読み取ることができる本市の課題をお示ししております。小中学校別に各教科で特徴的な課題が見られる2問を抜粋してお示ししておりますので、ご説明をいたします。

まず(1)国語、小学校でございます。こちら、資料3が詳細でございます。

(ア)は学習指導要領の内容 思考力、判断力、表現力等、C読むこと

の内容でございます。

問題番号3三の(1)、問題の概要として、【話し合いの様子】の田中さんの発言の空欄Aに当てはまる内容として適切なものを選択するものでございます。

出題の趣旨としては、目的に応じて、文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見つけることができるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は46.2%、無回答率は7%でございました。

課題としては、この問題の【資料4】に書かれていることと、【資料1】に「コミュニケーションの食い違いを放置しておくわけにもいきません」と書かれていることを結びつけていると捉えることができていない解答が29.5%あったことでございます。

続きまして(イ)、こちらも学習指導要領の内容は思考力、判断力、表現力等、C読むことの内容です。問題番号3三の(2)でございます。

問題の概要として、【資料1】を読み返して言葉の変化について自分が納得したことを、【資料2】、【資料3】、【資料4】に書かれていることを理由にしてまとめて書くというものでございます。

出題の趣旨としては、目的に応じて、文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見付けることができるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は53.6%、無回答率は21.2%でございました。

課題といたしましては、納得したことを【資料1】から言葉や文を取り上げて書いているが、納得した理由を【資料2】、【資料3】、【資料4】から言葉や文を取り上げて書いてないことが挙げられました。また、【資料2】、【資料3】、【資料4】から言葉や文を取り上げて書いていますが、納得したことを【資料1】から言葉や文を取り上げて書いてない解答が19.1%あったことなどでございます。

続いて国語のイ 中学校でございます。こちら【資料4】が詳細でございます。

(ア)学習指導要領の内容は思考力、判断力、表現力等、A話すこと・聞くことの内容でございます。問題番号は2四、問題の概要としては、発表のまとめの内容をより分かりやすく伝えるためのスライドの工夫について、どのような助言をするか、自分の考えを書くものでございます。

出題の趣旨といたしましては、資料や機器を用いて、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫することができるかどうかをみるものです。本市の正答率は24.1%、無回答率は1.7%でした。

課題といたしましては、工夫の仕方や具体的な工夫、その工夫でどのように分かりやすくなるかについては書けていますが、発表の内容を適切に取り上げて書くことができていない解答が24.1%あったことでございます。

続きまして4ページご覧ください。

こちら(イ)学習指導要領の内容は思考力、判断力、表現力等、C読む

ことの内容です。

問題番号3四。問題の概要は、「一 榎木の実」に書かれている場面が、「二 釣の話」には書かれてないことによる効果について、自分の考えとそのように考えた理由を書くものでございます。

出題の趣旨といたしましては、文章の構成や展開について、根拠を明確にして考えることができるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は19.9%、無回答率は22.6%でした。

課題といたしましては、文章の展開について書くことはできていますが、理由を書く際、物語の内容を取り上げているものの、本問で着目している展開を踏まえて書くことができていない解答が34.7%あったことでございます。

続きまして(2)算数・数学でございます。まず、アの小学校でございます。資料については5が詳細でございます。

(ア)学習指導要領の領域としては思考力、判断力、表現力等、Dデータの活用の内容でございます。問題番号は1(2)。

問題の概要といたしましては、都道府県Aのブロッコリーの出荷量が増えたかどうかを調べるために、適切なグラフを選び、出荷量の増減を判断し、そのわけを書くものでございます。

出題の趣旨は、目的に応じて適切なグラフを選択して出荷量の増減を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述できるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は34.3%で、無回答率は0.6%でございました。

課題としては、2023年は2013年より増えたと判断できており、適切なグラフを選択できてはいますが、2023年の都道府県Aのブロッコリーの出荷量が、2013年より多いことは記述できていない解答が20.7%あったことでございます。

(イ)こちら、学習指導要領の領域は思考力、判断力、表現力等、A数と計算です。問題番号は3(2)。

問題の概要として、 $\frac{3}{4} + \frac{2}{3}$ について、共通する単位分数と、 $\frac{3}{4}$ と $\frac{2}{3}$ が、共通する単位分数の幾つ分になるかを書くものでございます。

出題の趣旨は、分数の加法について、共通する単位分数を見だし、加数と被加数が、共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述できるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は27.4%で、無回答率は17.1%でした。

課題といたしましては、通分については理解をしていますが、それぞれ幾つ分になるかをかけていない解答が22.5%あったことでございます。

続いて数学イ 中学校、詳細は【資料6】でございます。

(ア)学習指導要領の領域は知識・技能、A数と式でございます。問題番号1。

問題の概要、1から9までの数の中から素数を全て選ぶ。

出題の趣旨は、素数の意味を理解しているかどうかをみるものでございます。本市の正答率は35.1%、無回答率は1%でございました。

課題といたしましては、2、3、5、7に加えて、1も素数に含まれていると捉えていると考えている解答が20.7%あったことでございます。

(イ) 学習指導要領の領域、思考力、判断力、表現力等、A数と式でございます。問題番号は6(2)。

問題の概要としては、 $3n$ と $3n+3$ の和を $2(3n+1)+1$ と表した式から、連続する2つの3の倍数の和がどんな数であるかを説明するものでございます。

出題の趣旨といたしましては、式の意味を読み取り、成り立つ事柄を見だし、数学的な表現を用いて説明することができるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は34%、無回答率は24.1%でした。

課題といたしましては、連続する2つの3の倍数の和について、成り立つ事柄を記述していますが、 $2(3n+1)+1$ から読み取れる事柄を記述していない解答が13.7%あったことでございます。

続いて(3)の理科でございます。

アの小学校です。詳細の資料は7でございます。

(ア) 学習指導要領の区分・領域は思考力、判断力、表現力等、B区分「地球」を柱とする領域でございます。問題番号1(2)。

問題の概要として、赤玉土の粒の大きさによる水のしみ込み方の違いをまとめたわけについて、結果を用いて書くものでございます。

出題の趣旨としては、赤玉土の粒の大きさによる水のしみ込み方の違いについて、結果を基に結論を導いた理由を表現することがどうかみるものでございます。本市の正答率は58.6%、無回答率は10.7%でございました。

課題といたしましては、【問題に対するまとめ】の理由について、【結果】を根拠として用いず、【問題に対するまとめ】と同じ趣旨を記述している。このことから、水のしみ込み方について、【結果】を根拠にその数値を比較して考察し、【結果】の数値等で具体的に示して、【問題に対するまとめ】の理由を適切に表現することに課題があると考えられる解答が12.7%あったことでございます。

続きまして(イ) 学習指導要領の区分・領域、思考力、判断力、表現力等、B区分「生命」を柱とする領域です。問題番号3(4)。

問題の概要、レタスの種子の発芽の結果から、てるみさんの気づきを基に、見いだした問題について書くものです。

出題の趣旨は、レタスの種子の発芽の条件について、差異点や共通点を基に、新たな問題を見だし、表現することができるかどうかをみるものです。本市の正答率は28.5%、無回答率は14.3%でした。

課題といたしましては、日光、肥料の中から1つ選んでいますが、疑問を示す趣旨での表現となっていない。このことから、差異点や共通点を基に問題を見だし、その内容を適切に表現することに課題があると考えら

れる解答が28.5%あったことをございます。

続きまして理科、イ 中学校、詳細の資料は資料8をございます。

学習指導要領の領域は思考力、判断力、表現力等、「エネルギー」を柱とする領域です。

6ページをご覧ください。問題番号2(1)です。

問題の概要、【考察】をより確かなものにするために必要な実験を選択し、予想される実験の結果を記述するものです。

出題の趣旨といたしましては、【考察】をより確かなものにするために、音に関する知識及び技能を活用して、変える条件に着目した実験を計画し、予想される実験の結果を適切に説明できるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は15.6%、無回答率は0.3%でした。

課題といたしましては、問題にある実験の結果を踏まえ、適切な実験を計画することに課題がございました。また、本問題は、どの実験を選ぶかによって、分かることが異なるために、こちらも正答率の低さに影響をしたものというふうに考えております。

(イ)です。学習指導要領の領域、思考力、判断力、表現力等、「地球」を柱とする領域です。問題番号8(2)。

問題の概要は、Aさんの考えを肯定するためにはボーリング地点③の結果がどのようになればよいか判断し、青色の地層を移動させボーリング地点③の結果をモデルで示すというものです。

出題の趣旨といたしましては、大地の変化について、時間的・空間的な見方を働かせて、土地の様子とボーリング調査の結果を関連付けて、地層の広がりを検討して表現できるかどうかをみるものでございます。本市の正答率は11.7%、無回答率は1.3%でした。

課題といたしましては、層の厚さが同じ厚さであると捉えていますが、地層の傾きに注目して考えられていない。このことから、時間的・空間的な見方を働かせて、地層の広がりを検討して表現することに課題があると考えられる解答が69.6%あったものでございます。

続きまして、7の質問紙調査についてでございます。

こちら資料は、児童質問が資料9、生徒質問が資料10に詳細を記載しております。質問の中でも特徴的な質問の結果を取り上げてご説明をいたします。

まず、質問番号17でございます。

学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれぐらいの時間、勉強しますかという質問に対して、2時間以上勉強すると答えた割合は小学校では33.7%で、東京都の38.8%には及びませんが、全国の24.9%は上回っている状況です。中学校では、47.1%として、東京都の38.5%、全国の30.8%を大きく上回っている状況でございました。

続きまして、質問番号28。

5年生、中学校1年、2年生までに受けた授業で、PC・タブレットな

どのICT機器を、どの程度使用しましたかという質問に対して、小学校では83.1%、中学校では92.3%が週3回以上使用していると回答しており、いずれも東京都、全国を上回っており、かつ前年度よりも増加している状況が確認できました。

最後に質問番号27でございます。

地域や社会をよくするために、何かしてみたいと思いますかという質問に対して、当てはまる、どちらかといえば当てはまるの合計の割合は、小学校では81.2%で、前年度より増加し、全国とほぼ同程度となっております。一方で中学校では、66.7%で、東京都72.9%、全国75.3%を下回っており、前年度よりも減少していることが分かりました。

令和7年度全国学力・学習状況調査結果概要についてのご報告は以上でございます。

教育長 暫時休憩します。

( 暫時休憩 )

教育長 再開いたします。  
指導課長。

指導課長 8ページ以降にお示ししている資料1からの内容についてご説明をいたします。

こちら資料1からの内容につきましては、文部科学省で全国学力・学習状況調査の結果として、それぞれの市区町村教育委員会に提供されたものでございます。こちらに関しましては、資料1、資料2が全国学力の調査結果の概要のチャートといたしまして、お示しをしているものでございます。

続きまして、資料3からは、各教科のそれぞれの問題の内容に応じてどの程度のところに課題があったのかということ、こちら黄色に関しましては、本市のほうで課題と見られることについて改めてハイライトでお示しをしたものでございます。ここから資料8までが国語、算数・数学、そして理科の各教科の調査結果のことについてお示しをしているものでございます。

資料9、資料10に関しましては、こちらは質問紙調査の結果をお示ししているものでございます。資料9が、児童質問として小学校対象の質問紙調査の結果をお示ししているものでございます。資料10が、こちらが中学校生徒質問紙調査に対しての結果について、それぞれの質問についての内容をお示ししているものでございます。

説明については、以上でございます。

- 教育長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。  
北川委員。
- 北川委員 今後は、各学校ではどのような対応をするのかというのを教えてください。
- 教育長 指導課長。
- 指導課長 今後の対応ですけれども、各学校においては、本調査の分析を基に、授業改善や校内研修等に取り組んでいただくとともに、こちら指導課といたしましては、引き続き本調査の結果分析を基に各委員会また主任会、研修会等において、情報共有、指導助言に取り組んでまいりたいというふうに考えております。
- 教育長 北川委員。
- 北川委員 ありがとうございます。  
今、過去のデータを基に、各先生一人一人が自らの課題をちょっと見だして、改善を意識して取り組まれることを期待をしております。  
ちょっと全体的な感想ですけれども、課題の趣旨に正対して、根拠を過不足なく取り上げて、論理的に説明する力が少し弱いのかなという印象を持ちました。私も反省するところなんです、最後にアウトプットすることが大事だということで、アウトプットをさせているんですが、それは評価はしても一人一人にきちんとしたフィードバックができているのかというところなのかなと。やっぱりどこがどう不足しているのか、論理的でないのかというようなことが、やっぱりなかなかそこまで手が回らないことがあるのかなと思います、ちょっとアウトプットした結果をやはり児童、生徒自らが修正できるような支援をしていくような、時間的な余裕と構成、授業の構成をしていくことの積み重ねが大事なのかなというふうに思いました。私も改善していきたいと思えます。  
ありがとうございます。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。  
白井委員。
- 白井委員 確認なんですけれども、5ページの小学校資料7の赤玉土の粒の大きさのところの、問題の概要と出題の趣旨というのが同じ文言になっているんですけれども、14ページに表記されている、こちらの問題の概要のほうで、「しみ込み方の違いをまとめたわけについて結果を用いて書く」とい

うことなので、そこを修正をしていただけるといいのかなと思います。  
以上です。

教 育 長 指導課長。

指導課長 白井委員からのご指摘のとおり、こちらの問題の概要と趣旨が同様の内容となっておりましたこと、こちら後ほど修正をさせていただきたいと思  
います。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたしま  
す。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。

(午前 10 時 41 分閉会)